

第25回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年7月27日(月) 午後2時00分～2時50分

2 開催場所 洋野町大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (12人)

1番 間澤智子	3番 源田竹志	4番 林郷ケイ子
5番 長根山裕也	6番 坂本幸治	7番 舘野栄子
8番 川崎和志	9番 大粒来清美男	11番 北村卓也
12番 下田博美	13番 馬場賢一	15番 高城健一

4 欠席委員 (3人)

2番 太内田栄二	10番 軒保	14番 塩倉健一
----------	--------	----------

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (12人)

上小路鉄也	浜道智	高谷直樹	安藤健吉
坂澤勉	山道慶蔵	柏木淑子	川原由次郎
林郷永吉	下権谷由雄	下谷地信子	塩倉康美

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第4号 農地転用事業計画変更に申請について

第7 議案第5号 農地法の適用外証明について

第8 議案第6号 洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会の委員の選任について

第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 麥澤光英

補佐兼係長 大下敦子

専門員 中里利則

8 会議の概要

- ◇議長（会長） ただいまから、第25回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め12人です。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。
-

◎議事録署名委員の指名

- ◇議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名についてであります。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番 館野委員、8番 川崎委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
◇議長（会長） 異議なしと認め、7番 館野委員、8番 川崎委員の両人を指名します。
-

◎会期の決定

- ◇議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
◇議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ◇議長（会長） それでは、議案審議に入ります。
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたします。詳細については事務局の説明を求めます。
- ◇事務局（事務局長） 議長。
◇議長（会長） 局長。
◇事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇〇、地目 畑28,188㎡、1筆であります。
権利区分は売買で、譲受人の住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、株式会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏 経営面積は、自作地 田22,205㎡、畑17,488㎡ 合計39,693㎡であり、農業従事役員は3人です。譲渡人の住所氏名 千葉県〇〇市〇〇〇区〇〇〇〇 〇番〇号、〇〇 〇氏 面積は自作地、畑28,188㎡で、経営規模拡大のため買受し耕作しようとするものであります。
お手元の総会提出資料は、1ページから4ページになります。1ページは案内図、現況写真であり、〇〇側から撮影したものであります。2ページは位置図、3ページ4ページは、許可申請に係る調査書で、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年7月16日に〇〇委員、〇〇〇推進委員で行っているものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願い致します。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から現地調査を行った結果についてご報告願います。

番号1番について、〇〇〇推進委員お願い致します。

◇〇〇〇推進委員 〇〇農業委員と共に7月16日に現地調査を行った結果について報告いたします。

番号1番の申請地は、譲渡人が遠方に居住しており耕作が難しいことから、譲受人が耕地拡大のため買い受け耕作しようとするものです。

現地は、譲受人が以前から牧草地として借り受け適正に管理されていきました。今後も継続して利用する予定であることから、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、議案第1号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番を申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたします。詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書2ページをお開き願います。

議案第2号 申請人から提出のありました 農地法第4条に規定する転用許可申請 番号1番について、県知事に進達するにあたり係る意見をお願いするものであります。

番号1番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割 字〇〇 〇番〇〇、地目 田 65 m²、洋野町〇〇第〇〇地割 字〇〇 〇番〇〇、地目 畑 228 m²を申請人住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇、〇〇〇〇氏が、その他施設用地の居宅進入道路として転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料5ページから8ページをご覧ください。

番号1番の転用事業計画書であります。追認案件であり、昭和52年頃に自己作業で道路工事を行い平成21年にはアスファルト舗装工事を行っているものであり、孫へ一般個人用住宅用地として分筆贈与の際、農地法に違反していることを知ったものであり悪意はなく、これに対し申請者からは始末書が提出されており深く反省しているものであります。

6 ページは案内図と現況写真であり①が本案件を○側から撮影したものであります。7 ページは公図、8 ページは配置図であり、申請地は町立○○○○○○○から○○に約 300m の位置にあり、○側を宅地、○側を田、○側を県道、○側を宅地に囲まれた農地であり、農地の種類は、10ha 以上の一団の農地に位置していることから第 1 種農地に分類されることを確認しておりますが、当該申請地は周囲の状況から集落接続地であり、自宅への進入路として代替性がないものであります。

当該土地への現地調査は令和 2 年 7 月 16 日に、○○委員、○○推進委員により行っております。9 ページ、10 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上、説明といたします。 よろしくお願ひします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひます。

番号 1 番について、○○推進委員願ひ致します。

◇○○委員 ○○農業委員と共に 7 月 16 日に現地調査を行った結果について報告いたします。

番号 1 番は、自宅までの通路として利用してきた土地について追認許可を受けようとするものです。

現地は、既に、舗装し自宅へ出入りするための通路として利用していますが、転用により周辺農地に影響を与えることはないと考えます。

また、農業用通路として利用してきたものを舗装し、宅地までの進入路として使い始めたもので、申請人は、農地法等に関する認識が欠如していたもので、悪意性はないことから、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、議案第 2 号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の番号 1 番について、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第 2 号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、番号 1 番から番号 3 番を一括上程いたします。詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書3ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請 について、ご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたり、番号1番から3番までかかる意見をお願いするものであります。

なお、番号1番、2番は隣接地でありますので、総会提出資料ページを戻った説明となりますのでご了承ください。

それでは、議案書3ページをお開き下さい。

番号1番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割 字〇〇 〇番〇〇、地目 畑 289㎡、譲受人住所氏名、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地 氏名持分2分の1 〇〇 〇〇氏、住所氏名 福岡県〇〇郡〇〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番地〇〇 持分2分の1 〇〇〇〇氏で、譲渡人住所 洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇 氏名 〇〇〇〇 氏から、贈与により一般個人住宅用地として住宅建築のため転用しようとするものであります。

次に番号2番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割 字〇〇 〇番〇〇、地目 畑 139㎡、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇番〇〇 地目 田 253㎡、合計2筆 392㎡で譲受人 住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇〇 〇〇 〇氏で、譲渡人 住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇 〇〇〇〇 氏から、贈与により一般個人用住宅用地として住宅建築のため転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料11ページをご覧ください。議案番号1番に係る転用事業計画書であり12ページは建物位置図、13ページは建物を示す立面図であります。

14ページ15ページは、番号1番の県知事に進達する意見書であり、転用事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

次に16ページをお開き下さい。番号2番に係る転用事業計画書であり、17ページは配置図であります。番号1番の住宅建築用地分筆において、行政書士から農地法の規定による転用許可が必要であることを指摘された追認案件で、農地法等に関する認識が欠如していたもので悪意性はないものであります。また、これに対し譲受人、譲渡人からは始末書が提出されており深く反省しているものであります。

資料18ページ19ページは番号2番の県知事に進達する意見書であり、転用事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

資料6ページにお戻り頂きご覧ください。番号1番、2番の申請地に係る案内図で、写真②は申請地番号1番を〇側から撮影したものであり、また、③は申請地番号2番を〇〇側から撮影したものであります。当該地は町立〇〇〇〇〇〇〇から〇〇に約300mの位置にあり、〇側を宅地、〇側を田、〇側を県道、〇側を宅地に囲まれた農地であり、農地の種類は、10ha以上の一団の農地に位置していることから第1種農地に分類されることを確認しておりますが、当該申請地は周囲の状況から集落接続地として確認を得ているものであります。

なお、現地調査は、令和2年7月16日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

議案書4ページに戻りまして番号3番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割 字〇〇 〇〇番、地目 畑 1,719㎡の内208㎡、借人住所氏名、仙台市〇〇区〇町〇丁目〇番〇〇号、株式会社〇〇〇〇 〇〇支店 支店長 〇〇〇〇氏、 貸人住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇 氏から、使用貸借により その他施設用地のKDDI携帯電話無線基地局建設のため作業車輛及び資材置場として令和2年11月30日まで一時転用するものであります。

総会提出資料20ページから26ページをご覧ください。20ページ21ページは転用事業計画書、23ページは案内図及び現況写真で〇側から撮影したものであります。23ページは公図、24ページは位置図であり、当該地は町立〇〇〇〇〇〇〇から〇側に約600mの位置にあり〇側、〇側、〇側を公衆用道

路、〇側を田に囲まれた公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、一時転用であることから、許可はできるものと判断しております。

なお、現地調査は、令和2年7月16日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

25ページ26ページは県知事に進達する意見書であり、事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより現地において調査致しました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号1番から3番まで〇〇推進委員お願い致します。

◇〇〇委員 番号1番及び3番の申請について、〇〇農業委員と共に7月16日に現地調査を行った結果について報告いたします。

番号1番の申請地については孫へ譲り渡し、住宅を建築するため転用しようとするものです。

現地は休耕中の農地で、他に適地はなく、転用しても周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

番号2番の申請地は、農地法の許可を受けずに、居宅を建築し利用してきた土地について、追認許可を受けようとするものです。

現地は、昭和62年に既に宅地化されておりますが、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまます。申請人は、農地法等に関する認識が欠如していたもので、悪意性はないことから、許可しても問題ないと思います。

次に番号3番の申請地は、KDDI携帯電話無線基地局建設のため、令和2年9月から11月まで、工事期間中の作業用地や資材置場などとして一時転用するものです。

今回の一時転用の申請については、工事完了後は、耕作が可能な状態に戻すとのことでありますので、これまでと同様に耕作を行うことができるものと考え、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から3番までの事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、議案第3号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の番号1番から番号3番について、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第3号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第6 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について、番号1番を上程します。詳細について、事務局の説明を求めます。

願出人の住所は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、氏名は〇〇〇 〇〇 氏であります。
農地以外の目的に供されるに至った時期及び理由ですが、平成8年に相続により取得したものであります。平成9年に畜産業経営拡大のため畜舎等を建築するにあたり建築基準上に支障がなかったため宅地として利用してきたもので、今回、畜産経営を株式会社に組織化するため、資産調査したところ、農地法の許可を受けずに転用していることが分かったものであります。

当該土地への現地調査は令和2年7月16日に〇〇委員、〇〇推進委員により行っております。
総会提出資料29ページから31ページをご覧ください。

29ページは案内図及び現況写真で、①〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇〇〇、②〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇〇〇 いずれも〇〇側から撮影したものであります。30ページは公図であり、31ページは建物平面図であります。

また、適用外証明ができる範囲は、農地台帳上の地目が農地で、現況が既に農地以外の土地となっている場合であり、かつ必要な要件のいずれかに該当しなければ適用できないことになっており、今回の場合は、平成9年から宅地として使用しているため、農地法関係事務処理要領の第3の2の(4)に該当し、農地以外になってから20年以上を経過し、農地に復旧することが著しく困難と認められることから、農地法の適用を受けない土地であると判断するものであります。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、議案第5号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 農地法の適用外証明について番号1番は申請どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

.....

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第8 議案第6号 洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会の委員の選任について上程いたします。詳細について事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書7ページをご覧ください。

議案第6号 洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会の委員の選任について、ご説明いたします。

洋野町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第5条第1項及び同条第2項の規定に基づく農地利用最適化推進委員の候補者の選考を行うため、洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会設置に関する規程第3条に基づき、同委員会の委員を選任するものであります。

同規程第3条第2項で、委員長は、農業委員会会長を、副委員長は、会長職務代理者をもって充て、第3項では、委員は、農業委員会が選任した農業委員6人とするとしているものであります。

選考委員会委員案であります、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員の6名にお願いしようとするものであります。

選考委員会の委員の選任について、よろしくご審議をお願いいたします。

以上で、説明といたします。よろしく申し上げます。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号 洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会の委員の選任について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 日程第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から説明報告いたさせます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書8ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、ご説明いたします。この報告は、農地法関係事務処理要領の相続等の届出に対し、受理不受理を決定し通知しなければならないとされているものであります。

届出のあった番号1番から2番の届出者の農地につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、受理通知書を交付したものであります。

また、権利を取得した事由は時効取得、相続であり、あっせん希望は無しで提出されております。

なお、届出受理に係る関係資料は総会提出資料32ページから34ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしく申し上げます。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

◇議長（会長） これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第25回洋野町農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

令和2年7月27日 開 議

第25回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

7 番 (館野委員)

8 番 (川崎委員)